

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	平成29年度第3回東浦町環境審議会	
開催日時	平成29年11月24日（金）午後1時30分～午後4時40分	
開催場所	東浦町役場 3階 合同委員会室	
出席者	委員	久米 弘氏 長屋 知里氏 竹田 正巳氏 成田 盛雄氏 外山 恭子氏 園谷 益男氏 土野 広道氏 伊藤 彰近氏 野田 雅代氏 鈴木 あや子氏 藤井 敏夫氏 石川 尚氏
	事務局	成田生活経済部長 古鷹環境課長 長坂課長補佐兼環境保全係長 畔上課長補佐兼環境衛生係長 片山主事 花原主事
欠席者	委員	野村 雅代氏
議事	議題 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）について	
傍聴者数	3名	
備考		

事務局：あいさつ

会議の公開の報告

傍聴者人数の確認（傍聴者 3 名）

会議録作成のための録音並びに写真撮影の了承

事務局：あいさつ

第 2 回環境審議会後、計画案を修正しパブリック・コメントを行った。パブリック・コメントでは複数の意見をいただいたので、意見の紹介と町の考え等の説明を行い、委員の了解の下で答申をいただければと思う。

会長：あいさつ

東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について、議会に報告し多くの意見をいただいている。また、パブリック・コメントにおいて 12 件の意見をいただいた。これらの意見を加味し、町に答申を行いたいと考えている。

事務局：資料の確認

環境審議会成立の確認

以降の議事進行を会長にお願いする。

会長：次第 2、議題に入る。

本日の議題は、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）についての 1 件である。配布した資料に沿って事務局から説明後、計画（案）について審議し、委員の合意のうえ答申を行いたいと考えている。

それでは、事務局より説明を行う。

事務局：第 2 回環境審議会後、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）を修正したが、修正箇所等について、資料 2 に沿って説明する。

表紙裏に記載されていた「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について」は内部的な意味合いが強かったため、第 2 回環境審議会前に削除した。しかし、計画の目的や策定の背景等を明記するべきとの意見があったため、「はじめに」と題しごみ処理の現状や計画の目的等を記載した。

また、第 2 回環境審議会において、計画の見直し時期等についても記載するべきではないかと意見があったため、「4 家庭系ごみ有料化制度について」の中に「（8）計画の見直しについて」を追記した。

1 ページ（表 1）の※ 2 を、より分かりやすい標記にするた

めに「1人1日当たりの量＝※1 / (人口×365日)」から「1人1日当たりの量＝生活系ごみの総計 / (人口×365日)」へ修正した。

5 ページに先進市町村で実施しているごみ減量施策の参考例を記載しているが、本町において実施している施策もあるため、枠外に注釈として一文を追記した。

7 ページ（表5）県内市町村のごみ有料化の状況における有料化実施団体数に誤りがあったため、修正した。また、この修正に伴い実施率も変更となっている。

第2回環境審議会において、7 ページ（4）に記載されている添付資料の掲載箇所がわかり難いと指摘があったため、添付資料の掲載ページを追記した。

8 ページ（表6）の※4について、より分かりやすい標記とするため、「1人1日当たりの量＝※3 / (人口×366日)」から「1人1日当たりの量＝家庭系ごみの量 / (人口×366日)」へ修正した。

9 ページ（2）の文中において、排出量単純比例型の説明のみとなっていたため、本町の考え方を記載し、より分かりやすい標記へ修正した。

10 ページ（3）については、7 ページ（4）と同様に添付資料の掲載箇所をわかりやすくするため、掲載ページを追記した。また、第2回環境審議会でも10 ページ（表8）に有料化の導入時期を記載することで、傾向がわかるのではと指摘があったため、有料化の導入時期を記載した。

（5）負担軽減措置の紙おむつについて、具体的な排出方法を記載したほうが良いと意見があったため、町が考えている排出方法を記載した。また、ボランティア清掃ごみについて、ボランティア団体に対し町からゴミ袋を提供しているため、有料化導入後も同様の手法を継続する予定であると記載した。

11 ページに計画の見直しに関する記載がなかったため、「（8）計画の見直しについて」を新たに設け、減量化の導入後もごみの排出量の動向を把握し定期的な計画の見直しを行うことを記載した。なお、計画の見直しはごみ処理基本計画の見直し時期と合わせて概ね5年に1度実施する。

12 ページ添付資料に、環境省が作成した一般廃棄物処理有料化の手引きを抜粋しているが、一般廃棄物処理有料化の手引きが掲載されている環境省ホームページのURLが記載されていなかったため、追記した。

以上が第2回環境審議会においていただいた意見等による修正箇所である。

続いて、パブリック・コメントで寄せられた意見と町の考えについて資料 1 に沿って説明する。

9 月 22 日（金）から 10 月 23 日（月）まで実施したパブリック・コメントでは、12 件の意見が寄せられた。

1 件目は、「ごみの有料化は、ポイ捨てが増えるだけだと思うため、反対である。また、有料化による手数料が何に使用されるのかわからない。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、ポイ捨てや不法投棄対策として、町環境監視員によるパトロールを行っている。ごみの有料化後も環境監視パトロールを継続するとともに、ポイ捨てや不法投棄が増えた場合は対策を検討する。また、ごみ有料化による手数料収入は、ごみ処理と資源化に要する費用や、ごみ減量に関する施策の財源として使用する予定である。

2 件目は、「ステーションに出されている燃えるごみの中に、資源となる紙が多量に混入している。この紙を資源に変えることが重要であると考え。案として、各家庭と事業所に専用の回収箱を設置し、古紙回収業者や新聞店に無料回収を依頼することで、玄関先での回収が可能になる。また、小さい紙は袋に入れることで集めやすくなるため、導入してはどうか。なお、古紙回収業者に確認したところ、ファックス用紙も資源として回収できると回答があったが、燃えるごみとして回収を行うのか。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、燃えるごみとしてステーションに出されたごみの中に多くの紙類が含まれていることについては、ごみ有料化に関係なく資源の分別排出の徹底を図っていく。また、古紙回収業者等による無料回収は、紙類の売却価格が低くなった場合に中止されることも考えられることから現在の方法で回収を行っていく予定である。なお、事業所から排出されたごみは、事業所が適切に処理を行う必要があるためごみステーションに出すことはできない。小さい紙については、束ねた古紙の間に挟むか封筒に入れて十字に縛り、資源として出すよう周知啓発を図る。ファックス用紙については、分別方法の検討を行う。

3 件目は、「実施計画（案）のごみ処理の現状と課題に「生活系ごみは減少傾向にあるがごみ減量に対する住民の努力には差があるため、負担の公平性を検討する必要がある。（要約）」とあるが、住民のごみ減量に対する努力の差を縮める必要があるのではないか。また、先進市町が実施しているごみ減量施策を本町でも実施することが先決ではないか。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、先進市町の取組事例の中で、小学校への出前講座やごみの減量や資源化のための分別収集、生ごみ堆肥化のためのアスパの無料配布、剪定枝を資源化するための粉碎機の無料貸し出しなどを実施している。また、近年では新たな資源として廃食用油や小型家電の回収を実施している。今後は、さらなるごみの減量と資源化のため、分別排出の徹底や食品ロスなどの対策を進めていく。なお、ごみ処理有料化は、ごみの減量化とともにごみの排出量に応じた住民負担の公平性を図るためにも必要であると考えている。

4件目は、「現在の指定ごみ袋の大きさは20ℓ、30ℓ、45ℓであるが、今後、高齢者のみの世帯や独居世帯が増えることが予測されるため、10ℓから15ℓの袋も設定してはどうか。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、ごみの有料化に伴う指定ごみ袋の容量は現在検討中であるが、10ℓから15ℓの指定ごみ袋の設定は、先進導入市町の状況から見ても需要がないため考えていない。

5件目は、「有料化後の現在の指定ごみ袋は、猶予期間を設けないため使用できないとあるが、住民の負担軽減のため使用期限は設けなくても良いのではないか。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、ごみ有料化実施後に現在の指定ごみ袋の使用期限を設けないことによって、買い溜めした現在の指定ごみ袋の使用によりごみの減量に繋がらない恐れがある。また、手数料納付の不公平が生じる可能性があることから、有料化実施後は現在の指定ごみ袋は使用できないこととしている。なお、資源ごみのプラスチック製容器包装や布類を出す場合や東部知多クリーンセンターへの直接持ち込みには、ごみ袋の指定はないため、有料化実施後も現在の指定ごみ袋を使用できる。

6件目は、「安易な燃えるごみの有料化は不法投棄の増加など環境を悪化させる恐れがある。有料化を進めるよりも、リサイクル資源の標記をごみではなく材料とし、リサイクル資源はごみではないという意識を持たせることで、燃えるごみや燃えないごみが減少すると考える。また、正確に分別されたりリサイクル資源を有料で買い取る制度も良いと思う。これらの実施により環境にやさしい社会の実現に近づくのではないか。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、町では不法投棄対策として環境監視パトロールを実施しており、不法投棄対策についても周知している。また、燃えるごみの排出抑制や資源ごみの分別排

出について周知が必要と考えているが、資源ごみ等の表現については今後の検討課題とする。リサイクル資源を有料で買い取る制度の提案については、排出された資源ごみの売上金は、一部品目の排出量に応じて各コミュニティの活動資金として交付しているため、有料化導入後も個人からの買い取りは考えていない。

7 件目は、「ごみ処理有料化の開始予定を平成 31 年 4 月としているが、ごみ処理有料化でごみ減量は短絡的ではないか。東部知多衛生組合の新ごみ処理施設建設のための費用とすることが目的と捉えられる可能性がある。本来の目的が、今後 2 年間でごみを 20 パーセント削減することであれば、2 年間の猶予期間を設け、猶予期間のうちにごみが 20 パーセント削減されなければ有料化すれば良い。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、本町は、ごみの減量に向けて資源回収品目の拡大など様々な施策を実施している。更なるごみの減量については、分別の徹底や新たなごみ減量施策の実施とともに、排出量に応じて手数料を課すなど負担の公平を図ることも必要であると考え。なお、ごみ有料化実施時期を東部知多衛生組合の新焼却施設の稼動に合わせているが、有料化の実施は東浦町議会でごみ処理に対する手数料条例が可決される必要があるため、条例の可決後に実施することになる。

8 件目は、「家庭系ごみの減量化という題だが、内容はごみの減量化、住民負担の公平性の確保、財政負担の軽減となっている。この 3 点が目的であれば、家庭系に限る必要はないのではないか。町内の公的機関が排出するごみについても、利用者に負担を求めることで本当の意味での公平性、財政負担の軽減に繋がるはずである。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、東部知多クリーンセンターで 1 年間に焼却処理されている可燃ごみの中で、約 8 割を占める家庭系ごみを優先的に削減する必要があると考え、本計画では家庭系ごみを対象としている。また、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しなければならないため、学校給食センターを初めとした公共施設のごみの減量や民間事業者の事業系ごみの減量を働きかけていく。なお、事業系ごみも東部知多クリーンセンターで処理を行っているが、今後、東部知多クリーンセンターは使用料の見直しを行う予定である。

9 件目は、「本計画は東浦町パブリック・コメント手続きに関する要綱に沿った内容となっていない。外部リンク先の添付ファイルを見るための工夫がなく、考え方についても曖昧であ

る。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、パブリック・コメントの実施にあたり、東浦町パブリック・コメント手続きに関する要綱第5条に該当する事項については、町ホームページに掲載している。

10 件目は、「計画冒頭にある「はじめに」に記載されている内容は、第1回環境審議会から大幅に修正されているが、第1回環境審議会の際の計画（案）に記載されていた、東部知多衛生組合構成市町によるごみ減量化会議の内容を環境審議会委員として知る必要がある。また、紙おむつの無料化に伴う収集方法は未定とあるが、2市2町で統一する必要がある。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議を踏まえて作成されたものが本計画（案）である。ごみ減量化会議報告書を資料として配布する予定はない。また、紙おむつの排出方法については、2市2町で情報交換を行っていく。本町では、透明または半透明の袋に入れ可燃ごみと区別してごみステーションに出す方法を考えている。

11 件目は、「第2回環境審議会において東部知多クリーンセンターへのごみ持込み制度を提案したが、ごみの減量が目的であり直接搬入を推奨するものではないため東部知多クリーンセンター使用料の割引等は考えていないと回答があった。ごみ袋を再利用することで、ごみは減るのではないか。また、東部知多クリーンセンターに持ち込む際、ごみ袋再利用のために持ち帰ることは可能と回答があったが、ごみ処理手数料と東部知多クリーンセンター使用料のダブル徴収では使用する人がいなくなるのではないか。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、東部知多クリーンセンターへごみを直接搬入する際、中身のみをピットに入れ袋を持ち帰ることは現在でも可能であるため、持込み制度は考えていない。また、東部知多クリーンセンターへの直接搬入に指定ごみ袋を使用する必要はないため、手数料と使用料をダブル徴収する制度ではない。

12 件目は、「町ホームページのパブリック・コメントページに添付されている関連資料について、東浦町関連のみのものではなく、国や関連先の参考とした資料についても掲載すべきである。なお、環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」や東部知多衛生組合「ごみ減量化会議報告書」も対象であると考えられる。」という意見である。

この意見に対する町の考えは、実施計画（案）関連資料に環

境省ごみ減量化実施計画の手引きのURLを掲載しており、東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議報告書については、構成市町の首長へ有料化の検討を提言されたものであるため、パブリック・コメントの関連資料として公表する予定はない。

以上がパブリック・コメントで寄せられた意見及び町の考え方である。なお、パブリック・コメントで多数の意見が寄せられ内容を精査したが、実施計画（案）の修正は行っていない。

会 長：議題1について事務局より説明があった。質問等はあるか。

委 員：町内のパトロールを環境監視員2名が行っていると思うが、2名で町内を何度回れるのか疑問である。有料化によって不法投棄やポイ捨ての増加が考えられるため、パトロール回数を増やした方が良いのではないか。また、環境監視パトロールを実施しているということを、住民にもっと周知すべきである。ポイ捨てや不法投棄が続くような場所については、罰則規定を記載した看板を設置したほうが良い。ごみ有料化によって不法投棄等が増加した場合に新たな対策を検討するとあるが、前もって対策を検討すべきではないか。

パブリック・コメントの11件目の意見に、東部知多クリーンセンターへの直接搬入には、ごみ袋の指定がないため、ダブル徴収ではないとあるが、私はダブル徴収制度であると思う。まず、東部知多クリーンセンターへごみを持ち込む際に、指定ごみ袋でなくても良いと知らなかった。どこに書いてあるのか。

会 長：日常的に家庭から出るごみを、東部知多クリーンセンターへ直接持っていくことが考えられない。

委 員：有料化実施後に、東部知多クリーンセンターへ個人が持ち込む制度を新設すべきだと提案している。

事 務 局：先ほど意見にあった不法投棄に関する看板については、既に実施している。また、パトロール中に私有地に不法投棄があった場合は、土地の所有者等の責任において処分することになるため、所有者等に連絡している。有料化実施後に不法投棄が増えた場合は、対策を行いたいと考えている。

会 長：ごみステーションの管理は、区が行っているため、不法投棄等についても、環境課と常に連携をとって対策をとっていく。

事務局：東部知多クリーンセンターへ持ち込む際の袋について、指定がないため何を使用しても良いが、わかりにくいのであれば周知方法について検討する。

委員：ごみの有料化というと、処理費全てが住民負担になると勘違いしやすいので、住民に処理費の一部が住民負担になるということを周知する必要がある。また、一般家庭で年間どれくらいの負担増になるのかが、住民が最も知りたい事項であるため、試算を行っていれば教えてほしい。有料化によって期待できる町の手数料収入と、東部知多衛生組合負担金がどれだけ軽減されるのか、試算があれば示した方が良い。環境審議会は、環境に良いことをするのが目的であるため負担額等はなくても良いが、議会や住民説明会などでは冷静な議論をするために必要な資料になる。

事務局：資料４をもとに説明する。仮定として、現在のごみ袋を１枚１０円、有料化後のごみ袋を４５円として試算した。

１週間にごみ袋大を２つ排出する家庭の場合１年間に１０４枚ごみ袋を使用するため、現在は１,０４０円だが有料化後は４,６８０円となり、差額の３,６４０円が住民の負担増となる。また、人口を世帯数で割った世帯人口から住民１人あたりの負担額を算出すると、現在は４１６円だが有料化後は１,８７２円となる。

有料化によって、ごみ処理全体のコスト割合や町の負担額の割合がどのように変化するのか、資料４の表をもとに説明する。有料化の実施により小売店への委託料等が必要となるため、ごみ処理事業費は約１,０００万円の増加が見込まれるが、ごみの排出量が２割減少することで東部知多衛生組合の負担金が約２,３００万円減少すると考えている。このため、ごみ処理経費の合計では約１,３００万円減少する。なお、ごみ処理手数料が必要になるため、住民負担額は約５,７００万円増加するが、町の負担額は約７,１００万円減少すると試算した。

委員：ごみ処理事業費が約１,０００万増加するのは、ごみ袋を販売する小売店への委託料ということか。

事務局：現在、大のごみ袋を町は小売店へ８円で売り、小売店は住民へ８円から１０円で売ることによって利益を得ているが、有料化後ごみ袋の容量に対し１０あたり１円とした場合は町が小売店へ４５円で売り、小売店も住民へ４５円で売らなければならないため、小売店の利益がなくなってしまう。そのため、小売店へ委託料の支

払いを検討している。

委員：現在、小売店での販売価格を町が指定しているのであれば、有料化後も同様の手法が取れるのではないかと検討してほしい。また、住民 1 人当たりの負担額や東部知多衛生組合負担金の軽減額などを住民説明会等で説明するのが良い。

手数料収入をごみ減量化施策に使用すると説明があったが、家庭から出るごみをどのように減らせば良いのかといった手立てをしっかりと示す必要がある。各家庭での手立てが示せないで、町の財政負担軽減のために有料化を実施したように思われてしまう。第 2 回環境審議会でも提案したが、紙ごみのリサイクルを提案する。半田市では、コピー用紙などを年間約 750 t、市民 1 人当たりだと 6.5kg リサイクルしており、これは家庭から出る可燃ごみの 4 % にあたる。方法は市町によって様々だが、ぜひ検討してほしい。

実施計画 5 ページに減量化の施策として例があるが、具体的に何を実施していくのかを明確に示すべきであると考えている。

救済措置としてオムツが挙げられているが、独居老人などには何らかの救済措置が必要であると思う。資料 2 の 10 ページに一定量無料型とあるが、この方法についてどのように考えているのか。

事務局：一定量無料型は、各家庭が一定以上のごみを出した場合に有料になる制度で、近隣では東海市をはじめ 3 市が実施している。東海市では、あらかじめ世帯人口に応じてごみ袋を無料で配布しており、無料配布分を超えたごみ袋については 1 枚当たり 110 円で販売している。東海市における年間ごみ袋販売枚数は約 38 万枚であり、ごみの減量には繋がっているが、ごみ袋の製造費や配布にかかる経費等による公費の増加が課題だと聞いている。そのため、本町は負担の公平性や財政負担の軽減を考慮して排出量単純比例型を採用する。

委員：今後、周知を行っていくにあたり、説明が難しすぎる。現在、ごみ処理に年間 1 人当たりどれだけの費用が掛かっているのか。

事務局：平成 28 年度のごみ処理負担額を人口で割った経費は 6,159 円である。

委員：実施計画（案）の 1 ページに記載されている 1 人 1 日当たりのごみ排出量に 365 日を乗算することで年間ごみ排出量が出る。

これに、1 t 当たりの処理経費を乗算すると年間 1 人当たりのごみ処理経費が算出される。

議論の際には根拠資料を示す必要があるが、周知や P R を行う際の説明を簡潔に行うことで住民に受け入れやすくなるため、周知の際の参考としてほしい。ごみの不法投棄は、有料化によって一時的に増加すると思うが、継続的なパトロールを行うことで減少すると思う。

委員：資料 2 の計画（案） 4 ページに東浦町の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの量は 527 g とあるが、先ほど提案のあった紙ごみをリサイクルすることで目標である 500 g になると思う。実施を検討してほしい。

また、5 ページに先進市町の施策が記載されているが、このなかで本町が実施している施策はどのようなものか。

10 ページ表 8 に各市町の手数料の額が記載されているが、ごみ処理を単独で実施している市町村と広域で行っている市町村があると思う。本町のように広域で行っている場合、有料化によってどのようなメリットが残るのか。

事務局：本町では、環境教育の推進として小学校へごみの分け方出し方の出前講座を行っている。資源回収の機会拡充として役場での資源ごみ回収を実施している。資源回収品目の拡大は小型家電の拠点回収や廃食用油の回収を開始した。生ごみと草木類の減量と資源化については、コンポストの補助制度及びアスパの無料配布、剪定枝粉碎機の貸し出しを行っている。

小さい紙については、チラシや広告に挟んで出すなどの周知を行っていく。また、広域でごみ処理を行うメリットは、処理場や最終処分場の確保である。有料化における広域のメリットは、各市町の足並みがそろった場合に、ごみ袋を統一することで安く作成できるのではないかと考えている。

委員：ごみ袋代にごみ処理手数料が加算されたことによって、ごみの総量が減るようには思えない。破れない程度に限界まで詰めるようになるのではないかと。具体的な方法を示さなければ、ごみの減量には繋がらないと考える。

ごみ有料化実施後に現在の指定ごみ袋は使用できないとあるが、買い溜めではなく、余ってしまったごみ袋の使用のため、2 ヶ月程度の経過措置等は考えていないのか。また、東部知多衛生組合の新焼却施設の建設に伴う費用はどのように充当するのか。

紙おむつの処理方法について、2市2町で情報共有をしていくとあるが、同じ施設を使用する以上、統一する必要があるのではないかと考える。

事務局：有料化実施後、現在の指定ごみ袋は燃えるごみには使用できないが、プラスチック製容器包装等に使用できるため、経過措置等は考えていない。紙おむつの出し方については情報交換を行っていくが、出し方は市町によって異なるため、統一は難しいと考えている。

新焼却施設の建設には170億円ほど費用が必要であるが、基金がないため国庫補助金や借入れ、構成市町の負担金で支払いを行っていく。なお、環境への影響が少ないものを建設しているため、建設費用が高額となる。手数料収入については、焼却施設建設のための費用ではなくごみの収集運搬等の費用に使用する。

委員：有料化の実施よりも、ごみを減らす具体的手法を示すことが先という思いが強いが、町として有料化を進めるのであれば、先ほど意見があったように住民への分かりやすい説明や家庭での具体的な取組を示す必要があると考える。

委員：6ページに有料化の目的が3点挙げてあるが、財政負担軽減のための有料化と読めてしまうためあまりよくない。新焼却施設は、最新の設備を導入するためCO2排出量が従来の2分の1になるなど環境に良い。環境審議会で審議しているので、ごみの減量によって収集運搬の車数や焼却するごみの量が減るなど環境に良いということも減量化の意義に入れると良いのではないか。

委員：ごみ処理有料化を実施することで住民が処理経費の一部を負担することになるが、それ以上に行政負担が軽減され他の施策が実施できるようになるなど、住民の負担以上の効果があるということを示す必要がある。そのためにも、簡潔に住民が理解しやすい説明を行ってほしい。

委員：東部知多クリーンセンターへ個人が直接ごみを持ち込み、ごみ袋を再利用する制度の新設を提案する。ごみ袋の使用枚数によって異なるが、ごみ1袋を週2回持ち込み、袋を4回再利用することで年間約78枚、有料化後のごみ袋を40円と仮定すると3,120円節約でき、ごみ袋1枚が約5gのため1年間で約390g

のごみを削減することができる。また、ポリバケツで持込むことで、初期費用のみで利用できる。なお、ごみ処理手数料とクリーンセンター使用料のダブル徴収になるため、東部知多クリーンセンターの使用料を無料とすることを提案する。これにより東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む人が増加すると考える。

パブリック・コメントの資料として環境省が作成した一般廃棄物処理有料化の手引きが添付されていたが、これは審議会委員に配布するべきではないか。また、東部知多構成市町のごみ減量化会議報告書についても、審議会で審議すべき内容が記載されているかもしれないため、配布するべきである。

委員：各家庭が東部知多クリーンセンターに持ち込むにあたり、積み込みや運搬に係る諸経費は計算に含まれているのか。

委員：持ち込むにあたり、ガソリン代以外に必要なものはない。働いている人は、休みを取るか就業後に持ち込めば良い。また、ガソリン代等は各家庭によって異なるため、試算には加えない。

委員：提案内容は、ごみ袋の再利用と東部知多衛生組合の無料化だと思うが、東部知多クリーンセンターへ住民が無料で持ち込むということは、その処理にかかる経費を町が負担することになる。ごみを直接持ち込むのは、ごみが多量に出た場合が多く、日常に出るごみを持ち込んでいる人はいない。組合としても、多くの家庭が直接持ち込むことで日常業務が増加するため、好ましくない。また、個人が持ち込むよりもパッカー車で運搬する方がCO2の排出量が少ないため環境負荷が少なくなる。面白い提案だと思うが、多方面から考えても実施は難しいため賛成できない。

会長：他に質問等はあるか。無いようなので、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）に賛成の方は挙手をお願いします。

委員：12名中10名が賛同

会長：賛成多数のため、本計画（案）をもって答申とする。答申の付帯意見として、2点提案する。1点目は「家庭系ごみの有料化の導入は、住民の経済的な負担が伴うため手数料の額や導入時期については慎重に進めること。」2点目は「ごみ有料化以外のごみ減量化施策を推進すること。」他に追加すべき意見はあ

るか。無いようなので、本意見を付帯意見とする。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員：全員が賛同

会 長：答申書を作成するため、10 分ほど休憩とする。

《 会議再開 》

会 長：付帯意見を記載した答申書案を机上に配布した。答申書案に賛成の方は拍手をお願いします。

委 員：拍手にて賛同

会 長：答申書案の賛成が得られたため、答申を行う。
答申書授受

町 長：あいさつ
本計画について3回に渡って審議され、妥当ということで答申がされたと思う。附帯意見を含め政策を実行できるよう努めていく。また、有料化以外のごみ減量のための施策についても取り組むよう努める。

会 長：委員の協力もあり答申まで行うことができた。3回に渡る審議への協力に感謝する。
これをもって、第3回審議会を閉会する。

事 務 局：事務連絡
来年度の予定
来年度以降の審議会への協力依頼